

平成28年 6月22日  
福島県南会津農林事務所

ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動  
南会津地方推進本部 平成28年度総会及び意見交換会の開催について

1 目的

『ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動』について、南会津地方における昨年度の取組状況及び今年度の取組内容等について協議を行い、生産から流通・消費に至るさまざまな立場の方が一体となり推進するため開催する。

2 主催

ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部  
(本部長：福島県南会津農林事務所長、事務局：福島県南会津農林事務所企画部)

3 開催日時

平成28年 6月24日(金) 14:00～15:30 (総会) 14:00～14:30  
(意見交換会) 14:30～15:30

4 開催場所

J A会津よつば みなみ地区本部 2階会議室  
(住所：南会津郡南会津町田島字行司76番地)

5 構成員

別紙「ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部規約」別表のとおり。

6 内容

14:00	開会
14:00～14:10	本部長あいさつ、出席者自己紹介
14:10～14:30	議題(20分) <ul style="list-style-type: none"><li>・ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部規約の一部改正(案)について</li><li>・平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画(案)について</li><li>・ふくしま農林水産業新生プラン(南会津地方)の進捗状況について</li><li>・議題に対する質疑応答</li></ul>
14:30～15:20	意見交換会(50分)
15:20～15:25	その他(5分程度)
15:30	閉会

【お問い合わせ先】

福島県南会津農林事務所 企画部長 鈴木 淑彦<sup>としひこ</sup>  
電話 0241-62-5250(直通)  
FAX 0241-62-5256

## ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部規約

### (設置)

第1条 「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動推進本部規約」第7条に基づき、ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部（以下「地方推進本部」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成25年3月策定）に即し、本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害から復興・再生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいくため、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」（以下「運動」という。）を、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして、推進することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 地方推進本部は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を実施する。

- (1) 県産農林水産物の安全・安心の確保に関すること。
- (2) 農林水産業の生産の再生に関すること。
- (3) 県産農林水産物の風評対策及び消費拡大に関すること。
- (4) 農林水産業に関する情報発信に関すること。
- (5) その他、目的を実現するために必要な取組に関すること。

### (組織)

第4条 地方推進本部は、別表に掲げる機関、団体をもって組織する。

- 2 地方推進本部に本部長、副本部長を置く。
- 3 本部長は福島県南会津農林事務所長、副本部長は会津みなみ農業協同組合代表理事組合長、南会津郡商工会長協議会長をもって充てる。
- 4 本部長は地方推進本部の事務を総理するとともに、地方推進本部を招集し、会議を主宰する。
- 5 副本部長は本部長を補佐する。
- 6 本部長が必要と認めたときは別表に掲げる以外の者を地方推進本部の構成員とすることができる。

(総会)

第5条 総会は、毎年1回以上本部長がこれを招集する。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 運動の推進に関すること。

(2) 福島県農林水産業振興計画の南会津地方計画の進行管理に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

3 本部員が、会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

4 本部長が必要と認めたときは、別表に掲げる以外の者を総会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 地方推進本部の事務局は、福島県南会津農林事務所企画部に置く。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、地方推進本部の運営に必要な事項は本部長が別途定める。

附 則

本規約は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年 8月12日から施行する。

## 別表

## ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動南会津地方推進本部構成員

(順不同・敬称略)

機関名	地方本部員	備考
南会津農林事務所	所長	本部長
会津みなみ農業協同組合	代表理事組合長	副本部長
南会津郡商工会長協議会	会長	副本部長
南会津町	町長	
下郷町	町長	
檜枝岐村	村長	
只見町	町長	
南郷トマト生産組合	組合長	
南会津花き園芸組合	組合長	
指導農業士	月田 洋子	
有限会社伊南の郷	代表取締役	
館岩土地改良区	理事長	
南会津地方森林組合連絡協議会	会長	
特定非営利活動法人みなみあいづ森林ネットワーク	会長	
指導林家	渡部 善一	
特定非営利活動法人福島県もりの案内人の会 南会津支部	支部長	
南会津東部非出資漁業協同組合	代表理事組合長	
福島県学校給食研究会栄養士部会	顧問	
南会津地区食生活改善推進連絡協議会	会長	
みなみやま観光株式会社	代表取締役	
株式会社ヨークベニマル田島店	店長	
道の駅しもごう	駅長	
南会津地方振興局企画商工部	部長	
南会津保健福祉事務所	所長	
南会津教育事務所	所長	
会津家畜保健衛生所	所長	

## 事務局

所属等	氏名	備考
南会津農林事務所	次長	
南会津農林事務所農業振興普及部	部長	
南会津農林事務所農村整備部	部長	
南会津農林事務所森林林業部	部長	
南会津農林事務所企画部	部長	
南会津農林事務所企画部地域農林企画課	課長	

# 「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」推進方針について

【平成25年10月5日決定】

## 趣 旨

本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害を乗り越え、将来を担う子供達に「食」と「ふるさと」をしっかり引き継いでいくため、「一人一人が復興に向けて歩いていこう」「ふくしまから新しい流れを創っていこう」という未来への意志を込めたスローガン「ふくしまから はじめよう。」と理念を共有し、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む運動を展開する。

## 概 要

### 「いのち」を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』の実現

#### 食の安全・安心運動

##### <安全対策の徹底による食の安全確保>

- ・農林水産物の検査体制の強化
- ・安全な農林水産物の生産推進

##### <消費者の食への安心感の醸成>

- ・安全確保対策等のわかりやすい情報提供等により消費者の食の安心感につなげる。

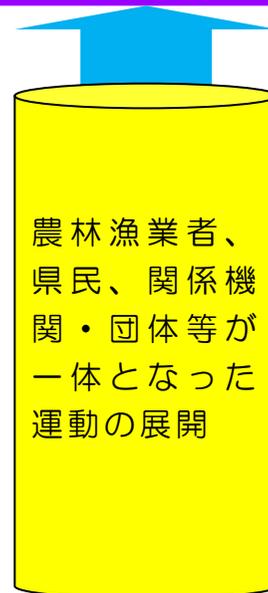
#### 風評払拭・消費拡大運動

##### <消費者の県産農林水産物に対する理解促進>

- ・検査結果、生産履歴の見える化

##### <県産農林水産物の消費拡大と食育の推進>

- ・消費者、公共施設等における利用促進、地域産業6次化、観光との連携による県産農林水産物の消費拡大と食育の推進



ふくしまから  
はじめよう。

#### 生産再生運動

##### <力強い農林水産業の生産体制の整備>

- ・意欲ある担い手の育成、生産基盤の整備、農地の集積等の推進
- ・森林づくり活動、沿岸漁業再開の推進

##### <ふくしまブランドの回復・強化>

- ・「ふくしまの恵みイレブン」品目の作付拡大や県オリジナル品種の活用などによるふくしまブランドの回復・強化

#### 情報発信運動

##### <県内外への情報発信>

- ・各種媒体による情報発信の強化
- ・頑張る農林漁業者の姿の紹介
- ・消費者や流通業者の交流と理解促進

##### <世界へ向けた情報発信>

- ・情報発信の多言語化